

新水経理号外
令和8年5月

各 位

新潟市水道局総務部経理課長
(担 当 : 契 約 係)

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号の規定により
随意契約を行う際の発注見通し等の公表について（通知）

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号の規定に定める契約〔障害者支援施設等、シルバー人材センター又は母子・父子福祉団体等を相手方とした随意契約〕の発注見通し、契約の相手方の選定基準等及び契約締結状況について、新潟市水道局契約規程第26条の2の規定に基づき、下記のとおり公表します。

記

1 公表内容

別紙「地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号適用における公表（新潟市水道局契約規程第26条の2に基づく）」のとおり

2 公表方法

- (1) 経理課において掲示
- (2) 水道局ホームページに掲載

3 注意事項

当初公表していた発注見通し等の内容とは、契約締結において異なる場合があります。

企業法施行令第21条の13第1項第3号適用における公表(新潟市水道局契約規程第26条の2に基づく)

(令和8年5月 現在)

No.	発注課	発注見直し公表欄			契約締結前概要公表欄			契約締結後の公表欄			
		契約の名称 (業務名・品名)	契約の内容 (予定業務の内容・数量・期限等)	契約締結の 予定時期	契約締結予定年月 日	選定基準	決定方法	契約締結日及び期 間	契約の相手方の名称	契約金額(税込) (円)	契約相手方とした理由
1	総務課	水道局本局庁舎受付及び施設管理業務	水道局の業務時間外(20時～翌日8時30分)の来庁者及び電話対応。 庁舎への出入り、施設管理等 期間: 令和8年4月1日～令和9年3月31日	令和8年4月	令和8年4月	企業法施行令第21条の13第1項第3号に規定する団体で、高齢者等の雇用の安定促進に寄与できるものであり、所在地が新潟市内であること	該当者が一人のため、 一者随意契約	契約日: 令和8年4月1日 契約期間: 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	公益社団法人 新潟市シルバー人材センター	3,084,980	公益社団法人新潟市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定され、かつ地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に該当する、新潟市内唯一の団体であり、その設立目的は高齢者の就労支援とし、営利を目的としない。 本業務は軽易な内容で高齢者に適した業務であること、また上記団体が、法律に明確に規定された団体であり、契約の相手方として、透明性と公正性が確保されていること。また、営利を目的としない団体のため、役務の提供においては経済性を発揮できることが見込まれるため、新潟市水道局契約規程第26条の2の手続きを行い、当該業者を契約の相手方とした。
2	浄水課	構内整備業務	満願寺浄水場の除草、樹木等整備 期間: 令和8年4月1日～令和9年3月31日	令和8年4月	令和8年4月	企業法施行令第21条の13第1項第3号に規定する団体で、高齢者等の雇用の安定促進に寄与できるものであり、所在地が新潟市内であること	該当者が一人のため、 一者随意契約	契約日: 令和8年4月1日 契約期間: 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	公益社団法人 新潟市シルバー人材センター	4,723,124	公益社団法人新潟市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定され、かつ地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に該当する、新潟市内唯一の団体であり、その設立目的は高齢者の就労支援とし、営利を目的としない。 本業務は軽易な内容で高齢者に適した業務であること、また上記団体が、法律に明確に規定された団体であり、契約の相手方として、透明性と公正性が確保されていること。また、営利を目的としない団体のため、役務の提供においては経済性を発揮できることが見込まれるため、新潟市水道局契約規程第26条の2の手続きを行い、当該業者を契約の相手方とした。
3	浄水課	構内整備業務	戸頭浄水場の除草、樹木整備 期間: 令和8年4月1日～令和8年11月13日	令和8年4月	令和8年4月	企業法施行令第21条の13第1項第3号に規定する団体で、高齢者等の雇用の安定促進に寄与できるものであり、所在地が新潟市内であること	該当者が一人のため、 一者随意契約	契約日: 令和8年4月1日 契約期間: 令和8年4月1日～ 令和8年11月13日	公益社団法人 新潟市シルバー人材センター	4,076,435	公益社団法人新潟市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定され、かつ地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に該当する、新潟市内唯一の団体であり、その設立目的は高齢者の就労支援とし、営利を目的としない。 本業務は軽易な内容で高齢者に適した業務であること、また上記団体が、法律に明確に規定された団体であり、契約の相手方として、透明性と公正性が確保されていること。また、営利を目的としない団体のため、役務の提供においては経済性を発揮できることが見込まれるため、新潟市水道局契約規程第26条の2の手続きを行い、当該業者を契約の相手方とした。
4	浄水課	構内整備業務(その2)	秋葉配水場ほか7施設の除草、樹木等整備 期間: 令和8年4月1日～令和9年3月31日	令和8年4月	令和8年4月	企業法施行令第21条の13第1項第3号に規定する団体で、高齢者等の雇用の安定促進に寄与できるものであり、所在地が新潟市内であること	該当者が一人のため、 一者随意契約	契約日: 令和8年4月1日 契約期間: 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	公益社団法人 新潟市シルバー人材センター	3,804,035	公益社団法人新潟市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定され、かつ地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に該当する、新潟市内唯一の団体であり、その設立目的は高齢者の就労支援とし、営利を目的としない。 本業務は軽易な内容で高齢者に適した業務であること、また上記団体が、法律に明確に規定された団体であり、契約の相手方として、透明性と公正性が確保されていること。また、営利を目的としない団体のため、役務の提供においては経済性を発揮できることが見込まれるため、新潟市水道局契約規程第26条の2の手続きを行い、当該業者を契約の相手方とした。